

平成18年度助成事業に関する事後評価について

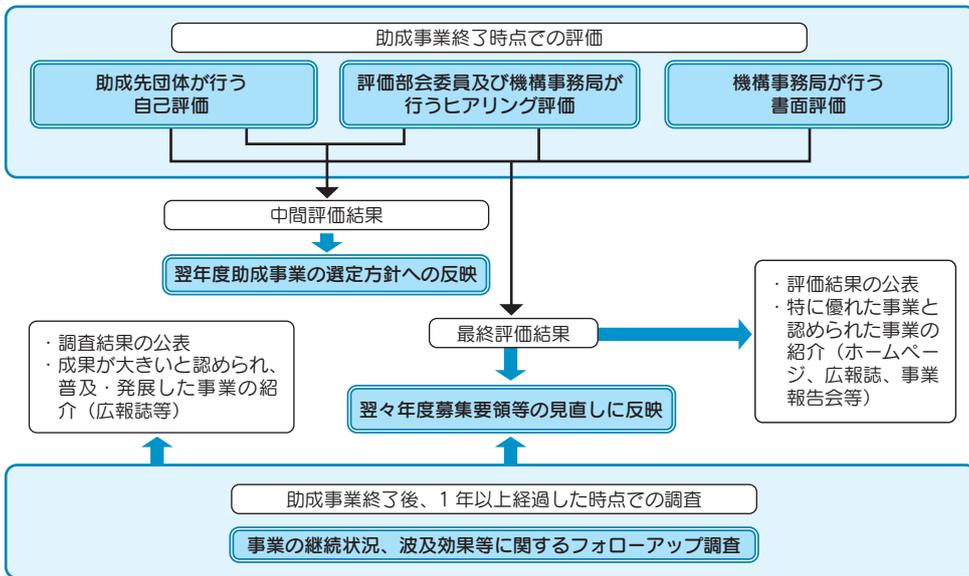
独立行政法人福祉医療機構では、長寿・子育て・障害者基金で助成した全ての助成事業を対象に本格的な事後評価を実施しており、5年目となる平成19年度においては平成18年度助成事業の事後評価を行い、その評価結果が3月に基金事業審査・評価委員会評価部会による「平成18年度助成事業に関する事後評価報告書」として取りまとめられました。ここでは、この事後評価報告書の概要についてご説明します。

平成18年度助成事業に関する事後評価報告書（概要）

1 事後評価の進め方

事後評価については、適切に評価を行うため、 1の「事業評価の仕組み」にあるとおり、すべての助成事業について助成先団体による自己評価を行った上で、基金事業審査・評価委員会評価部会（以下「評価部会」という。）及び機構事務局によるヒアリング評価並びに機構事務局による書面評価に基づく総合評価を重層的に行い、その成果を助成事業の選定や募集要領等の見直しに反映させるとともに、評

図1 事業評価の仕組み



価の結果、成果が特に大きく優れた事業であると認められた事業については、事業報告会や広報誌等で紹介し、広く周知を図ることとしている。

2 助成団体による自己評価の概要

(1) 自己評価の実施方法

助成先団体による自己評価については、平成18年度に助成を行った834事業の全助成先団体に対して、機構事務局において、事業手法ごとに事業の実施状況を確認する7の評価項目に沿って、各項目毎にそれぞれ3の設問から成る自己評価書を定め提出を依頼した。この自己評価書に基づき、事業の実施水準について、「極めて高い」、「高い」、「普通」、「不十分」及び「極めて不十分」の5段階の自己評価を依頼し、全助成事業の977手法について助成先団体による自己評価を実施することができた。

助成区分別、基金別、事業手法別の助成状況は、**表1**のとおりである。

(2) 全体的な傾向

全体では、昨年までと同様、「手法3（研修会等を開催）」の事業が最も多く、全事業の34・6%にあたる338事業で採用されている。次いで「手法7（サービスピ提供）」が全事業の18・4%（180事業）、「手法1（大会等の実施）」が15・3%（149事業）、「手法8（備品整備等）」が10・7%（105事業）の順となっている。

総合評価に対する全体的な傾向としては、「A（極

表1 助成区分別、基金別、事業手法別の助成状況

(単位：件数)

基金	一般分						特別分						地方分						全体					
	長寿社会福祉基金	高齢者・障害者福祉基金	子育て支援基金	障害者スポーツ支援基金	計	割合(%)	長寿社会福祉基金	高齢者・障害者福祉基金	子育て支援基金	障害者スポーツ支援基金	計	割合(%)	長寿社会福祉基金	高齢者・障害者福祉基金	子育て支援基金	障害者スポーツ支援基金	計	割合(%)	長寿社会福祉基金	高齢者・障害者福祉基金	子育て支援基金	障害者スポーツ支援基金	合計	割合(%)
手法1 (大会等の実施)	5	1	11	19	36	21.2	0	0	7	2	9	9.4	23	57	24	104	14.6	5	24	75	45	149	15.3	
手法2 (大会参加)	0	0	0	3	3	1.8	0	0	0	1	1	1.0	0	1	3	4	0.6	0	0	1	7	8	0.8	
手法3 (研修会等開催)	14	11	14	11	50	29.4	11	7	13	5	36	37.5	97	126	29	252	35.4	25	115	153	45	338	34.6	
手法4 (マニュアル作成)	4	5	13	1	23	13.5	3	11	7	0	21	21.9	20	7	3	30	4.2	7	36	27	4	74	7.6	
手法5 (情報提供)	5	3	11	0	19	11.2	0	3	2	1	6	6.3	18	30	1	49	6.9	5	24	43	2	74	7.6	
手法6 (調査・研究)	18	7	12	2	39	22.9	5	2	0	3	10	10.4						23	9	12	5	49	5.0	
手法7 (サービス提供)							1	1	11	0	13	13.5	67	97	3	167	23.5	1	68	108	3	180	18.4	
手法8 (備品整備等)													84	16	5	105	14.8	0	84	16	5	105	10.7	
手法別事業数	46	27	61	36	170	100.0	20	24	40	12	96	100.0	309	334	68	711	100.0	66	360	435	116	977	100.0	
18年度助成事業数	42	27	53	34	156	18.7	15	21	34	9	79	9.5	267	272	60	599	71.8	57	315	359	103	834	100.0	

注) 1つの事業について複数の手法で自己評価書を作成している場合があるので、手法別事業数と助成事業数は一致しない。

めて高い)」「評価は全体の17・5%、「B(高い)」評価は61・7%、「C(普通)」評価は17・4%、「D(不十分)」評価は3・2%、「E(極めて不十分)」評価は0・2%という結果となった。「B」評価以上と高い自己評価したものは、全体の79・2%となっており、ほとんどの事業が当初の計画どおり適切に実施されたと言える。

自己評価書の提出については、事業完了後に提出されることとなり、機構として助成団体の直近の事業の実施状況を知ること、今後の助成のあり方を考える上での情報として活用するとともに、団体自身が助成事業全体を振り返ることによって、今後の事業展開や継続のための改善にもつなげていくという意味合いも持っている。

この自己評価表様式では、①実施体制、②手法の妥当性等、③事業計画及び目的の達成度、④団体組織上の効果、⑤全国への波及効果、⑥費用対効果、⑦今後の事業展開の7項目それぞれに、3項目ずつの設問を設け、全部で21項目につき「実施できた」、「できなかった又は不十分だった」を自己確認するとともに、これら21項目とは別に、「A(極めて高い水準・状態)」から「E(極めて不十分な水準・状態)」を自己評価することとなっている。

これら21項目の中でも、「波及効果」については、比較的低い該当率となっている。これは、事業終了直後において実施する自己評価ではその成果を明確に把握することは難しい面があることも考えられる。したがって、これらについては、さらにヒアリング評価や、フォローアップ調査において一定期間

経過後における評価を確認することが重要である。

3 ヒアリング評価の概要

(1) ヒアリング評価の実施方法

ヒアリング評価については、平成19年7月から10月までの間に、原則として、評価部会の委員1名と機構事務局1名の2名一組で、86事業についてヒアリング評価を実施した。また、機構事務局のみでも15事業についてヒアリング評価を行い、合計で平成18年度助成事業全体の約12%に当たる101事業についてヒアリング評価を実施した。対象としては、基本的には昨年度までと同様の考え方にに基づき、自己評価書において注目すべき点の認められる事業、重点助成分野(5分野)や新しい活動関連(新しい発想に基づく従来の枠を超えた活動)として位置づけ、優先的に採択された助成事業などを中心にヒアリングを実施した。

ヒアリング事業の助成区分別、基金別、手法別の内訳は表2のとおりであるが、助成区分別では、「一般分」37事業、「特別分」28事業、「地方分」36事業であり、基金別では、「長寿社会福祉基金」16事業、「高齢者・障害者福祉基金」35事業、「子育て支援基金」40事業、「障害者スポーツ支援基金」10事業であった。

なお、ヒアリング評価に当たっては、昨年度実施分より、自己評価とヒアリング評価の結果を容易に比較できるよう、ヒアリング評価表の様式の全面改正を行った上で実施した。

評価項目は、自己評価書と同様、①実施者の適性、②手法の妥当性等、③事業計画及び目的の達成度、

表2 ヒアリング評価実施事業の内訳（助成区分別、基金別、事業手法別）

(単位：件数)

手法	一般分					特別分					地方分					全体				
	長寿社会 福祉基金	障害者福 祉基金	高齢者・ 子育て支 援基金	障害者ス ポーツ支 援基金	計	長寿社会 福祉基金	障害者福 祉基金	高齢者・ 子育て支 援基金	障害者ス ポーツ支 援基金	計	障害者福 祉基金	高齢者・ 子育て支 援基金	障害者ス ポーツ支 援基金	計	長寿社会 福祉基金	障害者福 祉基金	高齢者・ 子育て支 援基金	障害者ス ポーツ支 援基金	計	割合(%)
手法1 (大会等実施)	-	1	2	3	6	-	-	1	-	1	3	-	-	3	0	4	3	3	10	9.9
手法2 (大会参加)	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0.0
手法3 (研修会等開催)	2	2	1	2	7	4	4	5	1	14	8	6	1	15	6	14	12	4	36	35.7
手法4 (マニュアル作成)	1	1	4	-	6	1	3	1	-	5	-	-	1	1	2	4	5	1	12	11.9
手法5 (情報提供)	1	3	-	-	4	-	-	-	-	0	-	3	-	3	1	3	3	0	7	6.9
手法6 (調査・研究)	5	3	5	1	14	2	2	-	1	5	-	-	-	-	7	5	5	2	19	18.8
手法7 (サービス提供)	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	4	9	-	13	0	4	12	0	16	15.8
手法8 (設備・備品整備)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	0	1	0	0	1	1.0
ヒアリング事業数 (a)	9	10	12	6	37	7	9	10	2	28	16	18	2	36	16	35	40	10	101	100.0
平成18年度助成事業数 (b)	42	27	53	34	156	15	21	34	9	79	267	272	60	599	57	315	359	103	834	-
ヒアリング率 (a/b)	21.4	37.0	22.6	17.6	23.7	46.7	42.9	29.4	22.2	35.4	6.0	6.6	3.3	6.0	28.1	11.1	11.1	9.7	12.1	-
昨年度ヒアリング事業数 (c)	9	11	16	6	42	8	8	11	3	30	15	15	4	34	17	34	42	13	106	100.0
平成17年度助成事業数 (d)	39	23	50	29	141	17	16	24	7	64	241	266	56	563	56	280	340	92	768	-
昨年度ヒアリング率 (c/d)	23.1	47.8	32.0	20.7	29.8	47.1	50.0	45.8	42.9	46.9	6.2	5.6	7.1	6.0	30.4	12.1	12.4	14.1	13.8	-

注) 1. 1つの事業について複数の手法で事業を実施しているケースについては、便宜上、核となると思われる手法で計上している。
2. ヒアリング事業数には、事務局がヒアリングした15事業（一般分2事業・特別分2事業・地方分11事業）が含まれている。

④組織上の効果、⑤全国への波及効果、⑥費用対効果、⑦今後の事業展開、の7の評価項目に整理した。さらに、上記7の評価項目毎に、それぞれ3の判断基準から成るヒアリング評価表を定め、計21の判断基準についてそれぞれ「標準的又は一般的に望まれる程度以上の状態と判断される場合」にチェックを付す方式とし、併せて「A」から「E」の5段階の総合評価と総合所見を記載することとしている。総合評価においては、事業全体について、評価者は、「A」の「全般的に極めて高く評価できる水準・状態にある」から、「B」の「高く評価できる水準・状態にある」、「C」の「普通的水準・状態にある」、「D」の「一部不十分な水準・状態にある」、「E」の「全般的に極めて不十分な水準・状態にある」までの5段階の評価を行うとともに、当該事業の評価できる点、推進すべき点、疑問点、改善が求められる点や、自己評価書の記載内容についてなど、当該事業に関する所見を記述することとしている。

(2)ヒアリング評価結果の概要

ア. 全体的な傾向

ヒアリングした事業の総合評価について、Aの「極めて高い」からEの「極めて不十分」までの5段階評価を助成区分別、基金別、テーマ別に分類し、その分布を示したものが表3である。

全体としては、Bの「高く評価」が全体の44・6%を占め最も多く、次いでA「極めて高く評価」の26・7%、C「普通的水準」の21・8%と続き、ほとんどの事業が総合評価で第3段階であるCの「普通的水準」以上の評価を得ており、ほぼ当初の計画

どおり事業が実施されている。

助成区分別に見ると、「一般分」、「特別分」、「地方分」とも、B評価が最も多くなっている。また、「地方分」については、A評価がB評価と同程度に多い。また、今年度はE評価の事業はなかった。

基金区分別に見ると、「高齢者・障害者福祉基金」及び「子育て支援基金」はB評価が最も多く、次いでA評価となっており、比較的高い評価となっている。「長寿社会福祉基金」については、C評価が最も多く、5割以上をC評価が占めている。

イ. 助成事業に関する評価

①「一般分」助成について

全体的に、事業の狙いやテーマ設定については、社会の要請に応えた適切なテーマが設定されており、特に平成18年度については、改正介護保険法、障害者自立支援法の施行時期に当たるとしたため、こうした関連分野の事業に取り組むなど時宜にかなったものも多く、全国団体としての組織力や実行力を活かして事業に取り組んでいることは高く評価されている。

個別の事業の評価としては、やはり改正介護保険法の関係で介護予防や地域包括支援センターの今後について示唆するもの、対象、テーマ性いづれにおいても機を得たものであり、今後の政策的対応の基盤となりえると評価されたもの、団体の持つ専門性を活用し、極めて実情的な情報提供がなされており、水準の高い報告のなされたもの等、全国団体に求められる役割を果たしている点が評価されている。

調査研究事業においては、「全国に例をみないこ

評価 A…極めて高く評価できる水準・状態 B…高く評価できる水準・状態
 C…普通的水準・状態 D…不十分な水準・状態
 E…極めて不十分な水準・状態

(単位：件数)

表3 ヒアリング評価の結果（助成区分別、基金別、テーマ別）

基金 区分	長寿社会福祉基金					高齢者・障害者福祉基金					子育て支援基金					障害者スポーツ支援基金					合計	割合（%）	
	テーマ① 在宅福祉事業等に 従事するマンパワーの 養成・研修に関する こと	テーマ② 高齢者・障害者の 日常生活環境の向上 に対する支援に関する こと	テーマ③ 認知症高齢者及び 在宅介護にあたる者 への支援に関する こと	テーマ④ その他高齢者・障害 者の在宅福祉事業等 の支援に関する こと	計	テーマ① 地域の福祉・介護の ネットワークの形成に 関すること	テーマ② 緊急に充実を図る必要 のある高齢者・障害者 福祉の推進に関する こと	テーマ③ 参加の促進に関する こと	テーマ④ 民間非営利活動団体等 による地域の福祉・介 護活動に関する こと	計	テーマ① 地域や家庭における子 育て支援事業に関する こと	テーマ② 青少年の非行防止・健 全育成事業に関する こと	テーマ③ 非行等児童や家庭問題を 巡る諸課題等に関する 調査研究に関する こと	テーマ④ 子育てや非行児童等に 関する広報啓発活動に 関すること	計	テーマ① 障害者スポーツの育 成・強化事業に関する こと	テーマ② 障害者の競技スポーツに 係る競技用具の研究開 発・改良等に関する こと	テーマ③ 障害者スポーツに 関する意識高揚に 関すること	テーマ④ 地域におけるスポーツを 通じた障害者の社会参 加の推進に関する こと				
一般分	A				0				1	1					1				2	5			
	B	1		1	3	1	1	4	6	3	2			3	8	1			1	18			
	C		2		5	5		2	3	1					3				3	12			
	D			1	1	0			0	0	1				1				0	2			
	E				0	0			0	0					0				0	0			
計	1	2	5	1	9	1	1	7	1	10	6	2	0	0	4	12	5	0	1	0	6	37	100.0
特別分	A	1			1			3	3	2					2	4				0	8		
	B				1	1	1	2	4	2	1			1	5		1		1	2	12		
	C			4	4			2	2						0					0	6		
	D			1	1			0	0						1	1				0	2		
	E				0	0			0	0					0					0	0		
計	1	0	6	0	7	1	1	7	0	9	4	1	0	1	4	10	0	1	0	1	2	28	100.0
地方分	A	-	-	-	-	-	1	3	4	6					2	8			2	2	14		
	B	-	-	-	-	-	1	5	1	7	1				8				0	15			
	C	-	-	-	-	-	1	2	3	1					1				0	4			
	D	-	-	-	-	-		2	2	0	1				1				0	3			
	E	-	-	-	-	-			0	0					0				0	0			
計	-	-	-	-	-	1	2	12	1	16	15	1	-	0	2	18	0	-	0	2	36	100.0	
合計	A	1	0	0	1	0	1	7	0	8	9	0	0	0	5	14	1	0	1	2	4	27	
	B	1	0	2	1	4	3	2	11	1	17	12	4	0	1	4	21	1	1	0	1	3	45
	C	0	2	7	0	9	0	1	6	1	8	2	0	0	0	2	3	0	0	0	0	3	22
	D	0	0	2	0	2	0	0	2	0	2	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	7	
	E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	2	2	11	1	16	3	4	26	2	35	25	4	0	1	10	40	5	1	1	3	10	101	100.0

注) 1. 1つの事業について複数の手法で事業を実施しているものがあるため、便宜上核となる手法で集計している。 2. 上表の件数には、事務局がヒアリングした15事業が含まれている。

の団体のこれまでの実践を踏まえた貴重な調査研究といえる。特に、調査対象である母子と調査員との新しい関係が切り開かれたという意味で、アクションリサーチ的な成果は大きいといえる。「障害者自立支援法施行後の様々な実態を明らかにするとともに、グループホームの支援のための情報として行政も活用できる部分が多い。課題発見的な事業である。」などの評価があった。一方で「調査対象者のとり方に基準がなく、十分な考慮がされていないことなどから、経費のわりに効果的なデータ収集ができておらず、その分析をいくらか精緻に行っても説得力のある成果は得られていない。」と指摘された事業もある。

全体的には、社会の要請に応えた適切なテーマを設定し、全国団体としての専門性や組織力を活かして事業に取り組んでいることは評価されているが、個別の事業としては、更なる工夫や見直しを行い、事業の質的な向上を一層図ることが求められている。

② 「特別分」 助成について

「特別分」についても、全体として、多くの事業が、着実な成果を上げている、普遍性が期待できる、社会的要請に合致していると評価されている。

個別の事業の評価としては、「盲ろう者のコミュニケーション機会の増大に貢献する可能性が大きく、特別分にふさわしい事業といえる。」「地域の各サービスクラス組織の職員、自治体

を巻き込んだことによって、地域での次なる実践につながってきている。」「障害者の就労に必要な知識を、福祉関係者からではなく、一般企業などから学ぶという試みは新たな着眼点である。」等、高く評価された事業がある。

その一方、「団体の利益確保が前面に出ており、サービスクラス利用者の利益にどうつなげていくのかが不十分であったのではないか。」「もつとエンドユーザーを意識した事業であつてほしかった。」「やや専門的に偏りすぎていた点を、今後はもう少し誰にでも理解できるように内容にすることで参加者も増え、活動の間口も広がると思われる。」等と指摘されたもの、また、サービスクラス提供事業においては、発想と意欲は高く評価されたが、他団体や行政、その他の専門職との連携不足を指摘された事業もあった。

③ 「地方分」 助成について

「地方分」についても、全体的に、地域に根付かせようと努力している事業である、民間団体ならではの発想である、障害者自立支援法施行を見据え、時宜を得た事業であるなどと評価されている事業が多い。

個別の事業の評価としては、「今回の助成事業を通じて地域の人のつながりを作ろうとした点、また少しづつではあるがそれが実現できてきた点は評価できる。今後の継続にも強い意志を持っており、期待したい。」「障害者自立支援法制定と実施という時期を見据えた事業であり、ねらいとして高く評価できる。」等と評価されている事業が多い。

その一方、「地方分」の団体にありがちな事務局

体制の確立や組織的活動の必要性、活動のPR不足を指摘されたものも多い。

4 書面評価の概要

(1) 書面評価の実施方法

書面評価は、平成18年度の全助成事業834事業について、助成団体による自己評価書、助成金交付申請書及び助成事業完了報告書並びに事業の成果物（事業報告書その他の著作物等）に基づき、機構事務局が評価を行った。

昨年度の書面評価表の見直しにより、自己評価書及びヒアリング評価表の様式に整合性を持たせながら、効率的かつ効果的な評価の実施を図るため、①事業計画及び目的の達成度、②費用対効果及び③今後の事業展開という3の評価項目について、それぞれ3の評価基準を設け評価を行うとともに、5段階の総合評価を行い、総合所見を記載した。

その上で、昨年度までと同様、今後の募集要領の改正等に当たつての検討材料とするため、全助成事業を対象に、助成金以外の収入の総事業費に占める割合及び助成金以外の収入の内訳を調査するとともに、「一般分」及び「特別分」の助成事業にあっては、委託費の有無及び総事業費に占める委託費の割合について、また、「地方分」の助成事業にあっては、備品購入費及び施設整備費（以下「備品購入費等」という。）の額、備品購入費等が総事業費に占める割合及び購入した備品の種類（車両、パソコン等）について、事業ごとに調査、集計を行った。

(2) 書面評価結果の概要

ア. 全体的な傾向

書面評価事業については、平成18年度の全助成事業834事業からヒアリング評価を実施した101事業を除いた733事業について、評価を行った。書面評価における評価項目は、自己評価書様式及びヒアリング評価表様式との整合を図りつつ、①事業計画及び目的の達成度、②費用対効果、③今後の事業展開の3の項目としている。

また、当該評価項目毎に、それぞれ3の判断基準から成る書面評価表を定め、計9の判断基準についてそれぞれ「標準的又は一般的に望まれる程度以上の状態と判断される場合」にチェックを付す方式とし、併せて5段階の総合評価と総合所見を記載することとした。書面評価における総合評価は、自己評価やヒアリング評価と同様、評価者は事業全体について、Aの「全般的に極めて高く評価できる水準・状態にある」から、Bの「高く評価できる水準・状態にある」から、Cの「普通の水準・状態にある」、Dの「不十分な水準・状態にある」、Eの「全般的に極めて不十分な水準・状態にある」までの5段階の評価を行うこととした。

図2-1は、助成区分毎に、件数に占めるAからEまでの割合の比較をグラフで示したものである。「一般分」及び「地方分」については、C主体の評価であるものの、「特別分」については、B評価とC評価が中心で、事業も同数となっている。全体的に見れば「一般分」及び「地方分」に比べ、「特別分」が高い評価である。

図2-2は、基金区分毎の状況であり、全基金と

もC評価が最も多く、次いでB評価となっている。この傾向も、昨年度同様である。

イ. 助成事業に関する評価

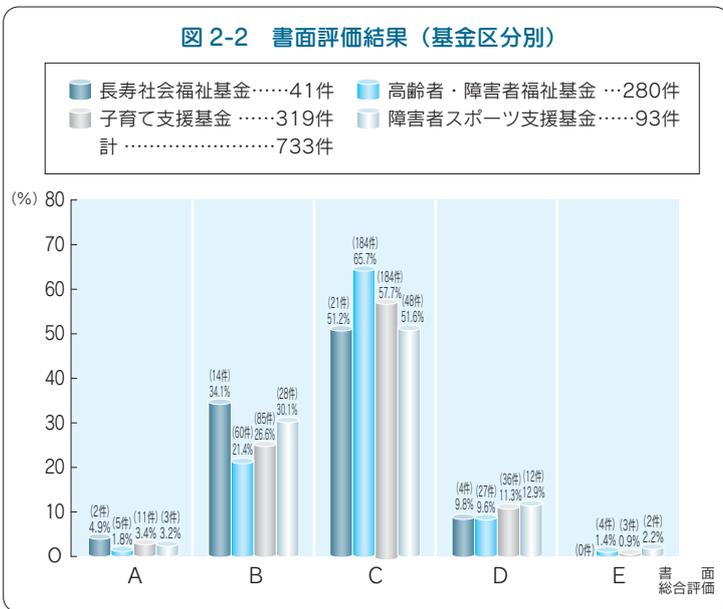
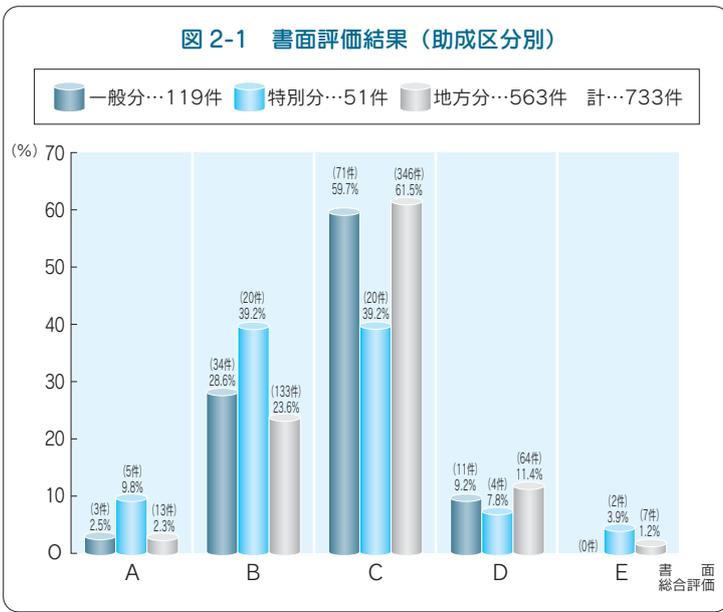
① 「一般分」助成について

「一般分」については、ほとんどの事業が、ほぼ当初の計画どおりに実施されている。

研修会等の開催事業にあっては、認知症対策の推進やDV被害支援者養成等、時宜に合ったテーマで行われているもの、更なる事業展開が望まれるもの、啓発資料として理解しやすく有効な事例集を作成しているもの、団体の専門性を活かした質の高い成果物を作成し、研修・普及に努めているもの、社会的ニーズを的確に捉えたガイドブックを作成のうえ啓発のための研修会を行うなど、効果的に事業を組み合わせ、成果を上げていると評価できる事業が見られている。なお、調整や広報不十分のため、予定を下回る参加人数にとどまっている事業も散見された。マニュアル等作成事業では、改正介護保険法によりスタートした地域包括支援センターにおける相談・権利擁護の実態調査の結果をまとめた報告書やDVDを作成し、対象関係者に活用されることが期待できる事業や、その他、詳細な実態調査の結果をわかりやすい活動事例集としてまとめるとともに、今後のあり方に対する提言等を行うなど、成果の検証と普及に努めている事業が見られた。

その一方で、調査研究事業やマニュアル等作成事業を中心に、成果物の配布先が限定されているもの、事業内容や成果物を自団体のホームページに掲載していないもの、全国への普及という観点から見て成

果物の作成部数が少ないものなど、広く成果の普及を図る意図が不十分なものや、成果物が講演録を掲載しただけのもの、あるいは調査結果の集計のみで調査のまとめや分析が不十分なものなど、「一般分」に期待される問題提起や政策提言にまで踏み込んでいないものが見受けられている。また、委員数と委員会開催回数が多く、謝金と旅費が費用の多くを占めているもの、貴重なデータを収集しても委員会が十分な機能を果たせず単なるデータの集計に留まっているもの、経費の大半が委託費、印刷製本費及び通信運搬費となっているものも見受けられた。加えて、成果物の配布に留まり、その後の評価を確認していない事業が散見されている。



② 「特別分」助成について

前年度同様、8割以上の事業で、ほぼ当初の計画どおりに実施されている。

マニュアル等の作成事業にあつては、今後の活用・啓発・普及に期待できるマニュアルであると評価できるものが比較的多く見受けられた。また、情報提供事業では、事業客対数は少なかったが、概ね一定の水準以上にあつた。

一方で、研修会等の開催事業にあつては、先駆的な取り組みであるものや、一定の水準以上にあるものも見られるが、狙いとした参加者が少なく、効果が十分に見られないもの、計画を下回る参加者しか得られず広報不足のものなど、計画どおり事業が実施

できなかった事例も見受けられた。

③ 「地方分」助成について

「地方分」についても、8割以上の事業が、ほぼ当初の計画どおりに実施されている。

研修会等開催事業についても、計画どおりあるいはそれ以上の参加者を得て研修会等が開催され、効果があつたと思われる事業が多い。少額な助成金でありながら研修プログラムを数多く実施しているものなど、地道な活動ながらも、きめ細かな事業を行い、成果を上げている事業が見られる。その他、社協や行政、地域の各種団体の協力を得て事業を実施し、効果を上げている事業などがあつた。

一方、広報不足等で開催回数が、あるいは参加予定者数を大幅に下回ったり、テーマや趣旨が曖昧なため参加者が計画どおり集まらず助成金の返還となったもの、盛りだくさんの内容のため一部事業が実施できなかったもの、計画していたテキストやマニュアルが作成されていない事業なども見受けられた。

5 平成18年度助成事業の事後評価のまとめ

(1) 平成18年度助成事業の総合評価結果

平成18年度助成事業については、全助成事業834事業について助成先団体による自己評価を行うとともに、評価部会及び機構事務局において、全助成事業の約12%に当たる101事業を対象としたヒアリング評価と、全助成事業を対象とした書面評価から成る総合評価を行った。

その結果、基本的には、助成先団体による自己評価、評価部会等によるヒアリング評価、機構事務局

による書面評価を通じて、助成事業のほとんどの事業において、過去の助成事業と同様、概ね当初の事業計画に沿った事業の実施、事業目標の達成がなされていることが確認された。すなわち、助成先団体による自己評価によればほとんどの事業において、ヒアリング評価及び書面評価によれば、おおよそ80%から90%を超える事業において、当初の事業計画により見込まれた水準、あるいはそれを上回る水準の事業が実施されていた。

基金事業の事後評価については、本格的な事後評価を実施して5年目となり、評価の進め方についても、評価の客観性を高めつつ、効率的な事業評価を実現するため、昨年度より、評価項目についてヒアリング評価と書面評価との比較が容易となるよう自己評価書様式、及びヒアリング評価表の見直しを行い、事業評価を実施している。

このような中、ヒアリング評価の結果から、助成区分の別で見ると、過去4カ年同様、全体的な評価として「一般分」に比べて、「特別分」及び「地方分」の事業がやや高く評価される傾向が見られた。この点については、全国的な波及効果を期待して実施される「一般分」の場合、効果が現れるまでに一定の時間を要するという助成事業の性格の違いも考慮する必要がある。そのため、機構事務局においては、「一般分」についても、試行的にフォローアップ調査に取り組んだところである。

書面評価の結果からは、「計画目的の達成度」、「費用対効果」、「今後の事業展開」の3項目の評価項目においても、助成区分を問わずほとんどの事業が当

初予定した水準、あるいはそれ以上の水準の成果を上げていると評価された。

また、書面評価の一環として行った事業費に占める支出内容等の分析からは、助成金以外の収入を計上している事業の割合は、「一般分」については、平成17年度助成事業の94%から89%と、「特別分」については、前年度の95%から90%と、「地方分」についても、前年度の93%から89%と全ての助成区分において減少に転じている。

基金の種類でみると、ヒアリング評価の結果では、過去の助成事業と同様、「長寿社会福祉基金」、「高齢者・障害者福祉基金」及び「障害者スポーツ支援基金」の3基金に比べて、「子育て支援基金」に関わる事業がやや高い評価が見られたが、書面評価においては4基金で大きな相違は見られなかった。

(2)事業評価に基づく助成事業の選定上の課題

これまでのヒアリング評価の結果等に加えて、その後機構事務局により実施された書面評価の結果も踏まえつつ、今後の助成事業の審査・選定に反映させることが望ましい事項を取りまとめることとし、これを通じて、適切な助成事業の選定、採択を推進するとともに、助成事業の一層の充実、発展を促すこととした。

ア. 「一般分」助成について

・団体の事業実施体制が十分に確保されているとともに、事業実施の必要性や事業目的が明確であり、新しい取組みや新しい展開等、事業達成の手法に優れた事業計画に基づく事業であることや、助成金を有効活用する観点から費用対効果を十分考慮

した事業であること。

・全国的な団体としての組織力や専門性を活かして事業展開を図るとともに、他の団体等と連携して活動範囲や事業成果の拡大に取り組む事業であること。
・事業を企画、運営等するために設置した委員会については、事業の企画立案や事業の遂行を円滑に行うため実質的に審議を行う委員で構成するとともに、同委員会が十分に機能することにより効果的に実施できる事業であること。

・成果物の配布・情報提供に当たっては、全国的な規模での事業効果が期待される事業であることを踏まえ、配布先や配布部数、情報提供方法について十分留意した事業であること。

・事業終了後においても、成果物の活用、普及に取り組み、効果検証に努める事業であること。

イ. 「特別分」助成について

・利用者本位の取組みを行う事業を優先的に選定、助成する必要があること。事業が単に団体内部の成果に留まらず、地域の高齢者や障害者、児童等の福祉の向上に結びつくよう充分考慮されているものであること。

・団体の設立趣旨・経緯、活動実績、組織体制等から、事業主体としてふさわしいと考えられる事業であること。

・事業計画が、団体の実施体制から見て実現可能と考えられる事業であるとともに、効率的・効果的な実施に努め、経費の支出が適切である事業であること。

・事業の実施、展開に当たっては、事業を効果的・継

続的に実施するため、必要に応じ、他団体や関係機関、関係職種等様々な地域資源との連携やその活用を図って事業を実施することが望ましいこと。

- ・ 独創性又は先駆性のみならず、成果の普遍性についてもさらに留意する必要があること。

ウ. 「地方分」助成について

- ・ 利用者本位の取組みや、地域に根ざしたきめ細かな事業を優先的に選定、助成する必要があること。事業が単に団体内部の成果に留まらず、地域の高齢者や障害者、児童等の福祉の向上に結びつくよう充分考慮されているものであること。
- ・ 団体の実施体制や助成事業の実施期間から実現可能な事業であるとともに、事業内容が複数にわたる場合には、相互につながり、相乗効果のある事業であること。

- ・ 助成終了後における事業継続の能力及び意向のある事業であって、事業実施による地域への波及効果が期待できる事業であること。
- ・ 助成後の事業の展開や財源の確保について、あらかじめ検討する必要があること。

6 平成21年度助成事業の実施に向けて

(1)平成21年度募集要領等の策定に当たった提言

平成18年度助成事業の事後評価結果に基づき、今後の課題として平成21年度助成事業の募集要領等の策定に当たって、助成申請書類等のあり方も含め特に検討する必要があると思われる事項を挙げる。

ア. 事業目的の明確化等

イ. 事業成果の取りまとめ及び公表、普及のあり方

ウ. 地域資源との連携やその活用
エ. 利用者本位の取組み
オ. 助成事業の固定化回避について

カ. 助成団体の事務負担の軽減について

(2)事業評価において特に優れた事業と認められた事業

平成18年度助成事業のうち、ヒアリング評価及び書面評価の結果、特に優れた取組みを行っていると思われる37事業を評価部会委員の推薦等に基づいて選出し、報告書の中でとりあげた。

これらの情報発信が、助成事業に取り組む団体の励みになるとともに、民間の創意工夫に満ちた多様な福祉活動の振興、普及の一助となり、ひいては、高齢者・障害者の在宅福祉と生きがい・健康づくり、子育て支援、障害者の社会参加等が大いに促進されることを期待する。

7 ねむさくら

本格的な事後評価を実施して5年目となる平成19年度も、前年度（平成18年度）の全助成事業834事業を対象に、助成先団体による自己評価、評価部会及び機構事務局によるヒアリング評価並びに機構事務局による書面評価を重層的に実施し、総合的な評価を行った。

今年度においても重点助成分野及び新しい活動関連の優先的に採択した助成事業等を中心に事後評価を行ったが、今後もこれらの事業や、複数年事業、モデル事業などの新たな事業についても積極的に評価を行い、新しい分野等を設定した効果を確認するとともに、助成テーマの妥当性や必要性について検

証を行うなど、助成プログラムや助成テーマを検討する上で参考となるような観点からの事業評価についても積極的に実施していくことが必要である。

平成19年度は、独立行政法人福祉医療機構第一期中期計画の最終年度にあたり、事後評価を実施して5年目を迎えた。基金事業及び事後評価事業については、これまでの独立行政法人評価委員会においても良好な評価を得ている。平成20年度からの次中期計画においても、より効率的な評価の実施や、評価の質の向上、評価の重点化、評価結果の効果的な公表・周知などについて、目標設定される見込みとなっており、これらについて十分に視野に入れるとともに、それに対する評価体制のあり方についても検討する必要があると考える。

今後、少子高齢社会がさらに進展し、国民のニーズが多様化していく中で、民間福祉活動を支援するという本基金の役割は一層重要となってくる。平成18年度は、介護保険制度の改正、障害者自立支援法の施行など、福祉をとり巻く環境が大きく変化した年であった。こうした状況を踏まえ、機構においては、本基金の特性を活かし、事後評価の成果を活用することで、常に助成の仕組みを時代の要請に即したものとするとともに、助成事業の成果の普及に積極的に取り組むことが必要である。また、事業の円滑な実施を支援するため、助成先団体に対して適切な助言等を行う事務局体制の整備と、団体、機構事務局双方の事務の簡素化を早急に行うべきであることを最後に指摘して、平成18年度助成事業に関する事後評価報告の結びとする。